

第 8 号議案

令和 6 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算を提出する。

令和 7 年 1 月 23 日

新宮町長 桐 島 光 昭

令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,120千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月23日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	1	122	123
	1 繰越金	1	122	123
	歳 入 合 計	51,998	122	52,120

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	35,487	122	35,609
	1 施設管理費	35,039	122	35,161
	歳 出 合 計	51,998	122	52,120

2 歳 入

4 款 繰越金

122千円

1 項 繰越金

122千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	1	122	123
計	1	122	123

節		説 明	
区 分	金 額		
1 繰越金	千円 122	前年度繰越金	千円 122

3 歳 出

1 款 総務費

122千円

1 項 施設管理費

122千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 35,039	千円 122	千円 35,161	千円	千円	千円	千円 122
計	35,039	122	35,161	0	0	0	122

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	千円 37	再任用職員	千円 37
3 職員手当等	22	地域手当（再任用職員）	2
		期末手当（再任用職員）	11
		勤勉手当（再任用職員）	9
4 共済費	63	縣市町村職員共済組合負担金	53
		社会保険料	10

給 与 費 明 細 書

(3) 給料及び職員手当の状況

イ 初任給

区 分	医 療 職 (円)	一 般 職 (円)	国 の 制 度	
			医 療 職 (円)	一 般 職 (円)
高 校 卒		194,500		188,000
大 学 卒	291,400	220,000	291,400	220,000

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職 制 上 の 段 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月 分)	12 月 (月 分)			
補 正 後	(1.175) 2.250	(1.225) 2.350	(2.400) 4.600	課 長15% 課 長 補 佐15% 主 幹・参 事10% 主 査5%	
補 正 前	(1.175) 2.250	(1.175) 2.250	(2.300) 4.500	同 上	
国 の 制 度	(1.175) 2.250	(1.225) 2.350	(2.400) 4.600	有	

注) () 内は、再任用職員標準的な支給率を記載。